

# 第26回参議院議員通常選挙

## 投票日 7月10日(日) 午前7時～午後8時

### 期日前投票 6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時30分～午後8時

任期満了による第26回参議院議員通常選挙の投票が、7月10日に行われます。私たちの願いを政治に反映させる大事な選挙です。あなたの大切な1票を投じましょう。

#### 公示日、投票日時、投票所

- 公示日 6月22日(水)
- 投票日時 7月10日(日)、午前7時～午後8時
- 投票所 市内22カ所(次ページ表を参照)。各家庭に郵送される「投票所入場券」に記載された会場で投票してください。

#### 投票所入場券を忘れずに

投票所に行くときは、スムーズに投票するため「投票

所入場券」を忘れずに持ってきてください。なくした場合でも投票することが出来ますので、投票所で係員に申し出てください。

また、令和4年3月21日までに柳川市の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住んでいる人

- 「選挙区」「比例代表」の2つの選挙があります
- 今回行われる選挙は、「選挙区選挙」と「比例代表選挙」の2つです。
- 投票会場では、次の①、②の順番で投票を行います。
- ① 「選挙区選挙」を投票(「候補者名」を書いて投票)
- ② 「比例代表選挙」を投票(「政党名」または「候補者名」を書いて投票)

#### 投票できる人

平成16年7月11日までに生

まれた人で、令和4年3月21日までに柳川市の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住んでいる人

- 期間 6月23日(木)～7月9日(土)
- 投票時間 午前8時30分～午後8時
- 投票所 市役所各庁舎
- ▽ 柳川庁舎 3階第1会議室
- ▽ 大和庁舎 1階第1会議室
- ▽ 三橋庁舎 1階ロビー
- 期日前投票の場合、投票所は3カ所どこでも投票ができます。「投票所入場券」を忘れずに持ってきてください。
- 不在者投票 不在者投票ができる人は次のとおりです。
- 仕事などで市外に滞在している人
- 市公式サイトから請求用紙をダウンロードして、手書きで記入し、投票用紙を請求し

ない用事で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

てくださいます。投票用紙などを滞在地へ郵送しますので、取り扱いに注意して、滞在地の選挙管理委員会へ投票してください。投票用紙を交付するまでに日数がかかります。早めに請求してください。



不在者投票

● 指定施設で投票をする人 県選挙管理委員会の指定を受けた病院、施設などに入院や入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができます。詳しくは、入院や入所している施設の事務所にお尋ねください。

期日前投票の期間中に投票をする場合、18歳に達していない人は不在者投票となります。

#### 郵便投票、点字・代理投票

● 郵便投票 身体に重度の障がいがある人で、市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」をもらっている人は、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。事前に市選挙管理委員会に郵便投票証明書の交付申請をしてください。郵便による不在

者投票をするときは、郵便投票証明書を提示し、7月6日(水)の午後5時までに、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。請求は、郵便か代理人が行うことができます。

度が1級から3級まで」の人

- 代理記載制度 郵便等投票ができる人で、身体障害者手帳が「上肢又は視覚の障害の程度が1級」または、戦傷病者手帳で「上肢
- ① 身体障害者手帳で「両下肢、体幹・移動機能の障害の程度が1級又は2級」「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級」「免疫、肝臓の障害の程
- ② 戦傷病者手帳で「両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症まで」「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症まで」の人
- ③ 介護保険の被保険者証で要介護区分が「要介護5」の人

から第3項症まで」の人

又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」の人は、あらかじめ、本人が指定した「代理記載人」に記載させることができます。この場合も市選挙管理委員会に届け出が必要です。

票したか、漏れることは絶対にありません。

#### 選挙公報を配布

候補者の政見などを掲載した「選挙公報」を7月4日(月)から4日程度かけて郵送しますので、ご利用ください。

## 投票所のご案内

投票所	地区・校区	会場
第1	柳河	柳河ふれあいセンター
第2		柳河小学校体育館
第3	城内	城内コミュニティ防災センター
第5	沖端、西宮永	矢留うぶすな館
第7	東宮永	柳川農村環境改善センター
第8	両開	有明まほろばセンター
第9	昭代	就業改善センター
第10		
第11	蒲池	蒲池農村環境改善センター
第12		中村公民館
第13	大和	大和コミュニティセンター
第14	中島	大和漁村センター
第16	有明	有明コミュニティセンター
第17	皿垣	皿垣コミュニティセンター
第18	豊原	豊原コミュニティセンター
第19	六合	六合コミュニティセンター
第20	ニッ河	ニッ河コミュニティセンター
第21	藤吉	藤吉コミュニティセンター
第22	垂見	垂見コミュニティセンター
第23	矢ヶ部	矢ヶ部コミュニティセンター
第24	中山	中山コミュニティセンター
第25	藤吉、ニッ河、垂見	三橋生涯学習センター

## 新型コロナウイルス感染症対策にご協力を

#### 投票所の感染対策

- ▷ 入り口に消毒液と体温計を設置
- ▷ 記載台や鉛筆などは定期的に消毒
- ▷ 定期的な換気を実施
- ▷ 投票事務従事者はマスク着用
- ▷ 持参した鉛筆やシャープペンシルで記入可能
- 有権者へのお願い
- ▷ 投票所に行くときは、事前に手洗いをし、マスク着用でお越しください
- ▷ 投票所入り口で手指を消毒してください
- ▷ 投票所では周りの人と一定の距離をとってください